

○内閣府告示第千五百八十八号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十一年内閣府告示第二十八号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊豆市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊豆市人あつたか・子供いきいき給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊豆市の全域

○内閣府告示第千五百八十九号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十年内閣府告示第千五百五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 愛知県北設楽郡設楽町
- 二 構造改革特別区域の名称 食育したら給食特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 愛知県北設楽郡設楽町の全域

○内閣府告示第千五百九十号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成十七年内閣府告示第百二十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 伊賀市
- 二 構造改革特別区域の名称 伊賀市意育教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 伊賀市の全域

○内閣府告示第千五百九十一号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十四年内閣府告示第三百三十号をもつて公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 鳥取県東伯郡湯梨浜町
- 二 構造改革特別区域の名称 保育の充実による若者支援特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 鳥取県東伯郡湯梨浜町の全域

○内閣府告示第千五百九十二号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成十九年内閣府告示第五百三十五号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 尾道市
- 二 構造改革特別区域の名称 尾道市人間教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 尾道市の全域

○内閣府告示第千五百九十三号

構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第九条第一項の規定に基づき、次の平成二十六年内閣府告示第百七十号をもって公示した構造改革特別区域計画の認定を平成二十九年五月十六日付けで取り消したので、同条第三項で準用する同法第四条第十二項の規定に基づき公示する。

平成二十九年六月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

- 一 構造改革特別区域計画の作成主体の名称 熊本県阿蘇郡南阿蘇村
- 二 構造改革特別区域の名称 南阿蘇村教育特区
- 三 構造改革特別区域の範囲 熊本県阿蘇郡南阿蘇村の全域